

たな36協定を締結するこ
ととする。
(4) 協定の有効期間
平成29年7月1日より
3箇月間とする。

その後、8月9日、総
合労働協約改訂要求項目
の一つとして「36条協定
の一部改正後の状況を明
らかにするとともに、乗
務員勤務における臨時勤
務の限度等について改善
されたい」と申し入れま
した。

9月14日の団体交渉に
おいて会社側より、「36
協定の状況としては、乗
務員勤務における非番日
に8時間を超える時間外
労働は全て16時間以内で
あり、乗務員勤務におけ
る2層日における臨時勤
務回数は、動力車乗務員
列車乗務員とも平成29年
3、4月実績と比べ少な
くなっている。また、乗
務員勤務における連続乗
務は、動力車乗務員の最
大では6日(同実績比△
5日)、列車乗務員の最
大では9日(同実績比△
5日)となったものの、
乗務員勤務における臨時
勤務の限度等は、各職場
における実情を踏まえて
検討する必要があると考
えており、現時点では改
正する考えはなからまし
た。考え方が示されまし
た。

これに対し組合は「連
続乗務日数の限度を定め
ているが、休日に業務研
究会等の乗務ではない勤
務に従事すると連続勤務
日数が長くなるという問
題点があり、『連続乗務
日数』を『連続勤務日数』
に変更すべきである。ま
た、各種行事の日程の変
更や訓練・検査の頻度の
増やす等、全社的な対応
について具体的な対策が
回答として示されなけれ
ば、次回の協定を締結す
ることはできない。」と
強く主張しました。

組合の主張に対し会社
側は「貴側が求めている
『連続勤務日数』とした
場合、動力車乗務員が6

日を超すのは、『3
日乗務+休日+3日乗務』
の休日に業務研究会や安
全衛生委員会等の勤務に
従事させるためである。比
較的小規模の職場では、
操配のため休日に従事す
る場合があることから、
連続勤務日数の上限につ
いては、動力車乗務員は
7日、列車乗務員は9日
にしたいと考えている。一
とし、引き続き交渉を重
ねることを確認しました。

9月20日の団体交渉に
おいて、会社側から回答
及び協定の一部改正が次
のとおり提案され議論し
ました。

改正にあたっては、平
成30年3月予定の当直シ
ステムの改修によって36
協定違反の防止を図ると
ともに、乗務員勤務にお
ける連続勤務を可能な限
り抑制する観点から以下
の取り組みを実施する。

① 訓練、業研、運転
適性検査等は、乗務前後
で参加できるように必要に
応じて期間を延長するこ
ととする。

② 区所毎に勤務の取
扱いに差がある勉強会は、
内容を踏まえて取扱いを
統一するとともに、乗務
前後で参加できるように実
施方法を見直すこととす
る。

③ 安全衛生委員会の
開催にあたっては、委員
に指定されている乗務員
が休日等の場合は、要件
である衛生管理者1名以
上の参加を確保の上で、
代理者の指定を行うこと
とする。

(1) 時間外労働時間数の
1日の限度の一部改正
時間外労働時間数の1
日の限度(8時間又は16
時間)の適用においては、
乗務員の指定した行路に
列車遅延が発生した場合
でやむを得ないとき、そ
の遅延時間を除くことと
する。

(2) 乗務員勤務における
連続勤務日数の限度の一
部改正
乗務員勤務における連
続勤務日数の限度につい
ては、「連続乗務」を
「連続勤務」に改正して
適用することとする。な
お、限度日数は動力車乗
務員を7日、列車乗務員
を9日とする。

(3) 協定の有効期間
平成29年10月1日より
3箇月間とする。

回答及び一部改正提案
内容について会社側より、
業務研究会や勉強会等
については、主管部が各
区所の状況を把握して取
り扱いを統一する。協定
が締結できれば、事務連
絡を発生するほか、取り
扱いについて解説したり
フレットを作成し管理す
るに周知を図ることとす
る。さらに来年度に
ついては、採用数の拡大
を図るとともに、運転士
登用を前提とした契約社
員車掌についても適性を
判断し、採用数の拡大を
図り、要員不足の解消に
努めていきたいと考えて
いる。一等の考え方が示
されました。

これに対し組合より、
「36協定に基づく勤務の
取り扱い等については、各
現場の管理者がしっかりと
チェックするよう指導す
ること。また、勤務免除
の取り扱い等についても
分かりやすく現場に周知
すること。さらには将来
的には連続勤務日数等の
ただし書きを削除するよ

う前向きに検討すべきで
ある。」等、協議を行い
ました。
交渉終了後業務対策委
員会を開催し、組合員か
ら強い要望のあった「連
続勤務日数の限度」を新
設できたこと及び連続勤
務日数を抑制するための
具体的な対策が示された
ことから、現行の36協定
と判断するとともに、あ
わせて、その運用状況を
チェックすることを確認
し妥結しました。

また、平成30年1月よ
り3カ月の協定について
は、11月13日に申第13号
として「協定一部改正後
の状況及び今後の会社の
考え方について明らかに
されたい」と申し入れ、
12月12日に団体交渉を
行いました。

会社側の回答では、
「協定改正後の違反が発
生していないこと。超過
勤務等整理簿の見直し、
勤怠管理システム導入の
検討及び36協定を解説し
たリーフレットの活用を
図る」等、36協定の活用
を防止するための会社側の
取り組みが示されました。

これを受け組合は業務対
策委員会を協議し、引き
続き協定を3カ月更新す
ることを確認し妥結しま
した。

さらに平成30年4月以
降の協定については、2
月13日に申第15号「労働
時間の短縮及び制度改善」
として、申し入れ団体交
渉を重ねてきました。
2月23日の団体交渉に
おいて、会社側から平成
29年12月及び平成30年1
月の時間外労働の状況並
びに36協定違反防止のた
めの取り組み等について
次のとおり回答がありま
した。

みて平成28年度、平成
27年度は39名、平成26年
度は35名であったことを
考慮すれば、現行程度の
時間外労働は業務遂行上
必要不可欠と考えている。
なお、前回交渉以降の
状況については以下のと
おりである。

・乗務員勤務における非
番日に8時間を超える時
間外労働については、全
て16時間以内であり、動
力車乗務員は月平均0人
列車乗務員は月平均4人
となっており、列車乗務
員は前回調査で大幅に対
象人数が減少した状況を
維持している。

・乗務員勤務における2
層日における臨時勤務に
ついては、動力車乗務員
の最大は1回、列車乗務
員の最大は3回であり、
列車乗務員の対象人数が
減少している。

・乗務員勤務における連
続勤務については、動力
車乗務員の最大は7日、
列車乗務員の最大は9日
であり、動力車乗務員及
び列車乗務員とも対象
人数が減少している。
・乗務員勤務における連
続乗務については、動力
車乗務員の最大は6日、
列車乗務員の最大は9日
であり、動力車乗務員及
び列車乗務員とも対象
人数が減少している。

・非常災害以外での早期
の対応が必要なために8
時間を超える時間外労働
を行った事例は、今回は
調査開始以来、初めて発
生していない。
36協定違反防止のため
の取り組みとしては、乗
務員当直システムの改修
(平成30年3月)、超過
勤務等整理簿の様式見直
し、36協定違反防止のリ
フレットの配布、事務連
絡の発出等による現業機
関に対する指導の徹底等
の各種対策を着実に実行
するとともに、引き続き
定期的な実態調査を実施

すること、36協定を順守
する会社風土の確立に努
めていく。
また、乗務員行路の見
直しについては、平成30
年3月のダイヤ改正にお
ける2層日や改正にお
ける行路の初日の労働時間
の見直しや列車乗務員の行
路における日勤行路の新
設について一定の改善を
図ったが、今後とも継続
的に行路の改善を図って
いくためには、列車ダイ
ヤ自体の見直しが必要
である。

会社としては、引き続
き時間外労働の削減及び
36協定違反の防止に努
めていくとともに、36協定
の内容の見直しについて
も検討していきたいと考
えているが、平成30年4
月以降の協定締結は現在
と同内容とし、有効期間
は現在の3カ月を6カ月
に延長したいと考えてい
る。

なお、月45時間を超え
る場合の割増率を改定す
る考えはない。

回答について会社側よ
り、「回答内容でも示し
たように、今後引き続き、
36協定違反が発生しな
いよう努めたい。しかし
ながら4月以降、乗務員
職場では要員供給が厳
しい時期を迎えることから
長時間労働の状況が踏ま
えて引き続き議論したい。
なお、今回までの経緯を
踏まえて、協定は6カ月
での締結をお願いしたい。」
等の考え方が示されまし
た。

これに対し組合より、
「要員供給の厳しさは理
解するが、労働力不足や
制改正等への対応は必要
となってくる。全ての職
場の要員不足等を解消す
るため、引き続き長期的
計画的な改善を議論して
いきたい。」と協議しま
した。

36協定違反防止の取り組
みや今後も適切な労働時
間管理を行うことが示さ
れたことから、4月以降
6カ月の期間で締結する
こととしました。

6
「安全・安心輸送に向
けた取り組みについて」
JR四国労組は「安全・
安心輸送の確立」は輸送
業務の最重要課題との認
識に立ち、「安全最優先」
の企業風土づくりと、お
客さまの命を預かる者と
しての職責を再認識し、
事故を引き起こさせない
体制づくりに向けて取り
組みを行ってまいりました。
この間、各分会大会及び
職場対話行動等で発言
のあった「安全・事故防
止」関係項目について自
動車支部で集約し、発第
104号として付議した
「安全・事故防止に関す
る経営協議会」を6月に
開催し、会社の安全・事
故防止対策の取り組みや
考え方を明らかにさせる
など、チェック・提言機
能を発しながら徹底した
議論を行いました。また、
自動車業務委員会をはじめ
とした各級機関におい
て、組合員一人ひとりが
あらためて「安全の確保
が全てに優先する最大の
使命」であることを意思
統一しました。

総合労働協約改訂の
取り組みについては、37項
目の要求を提出し交渉を
強化した結果、昨年9月
15日の団体交渉において
契約社員(月給・日給適
用者)の契約基本賃金の
見直しについて回答があ
りました。

その内容は、
① 事務係・営業係の
日給適用者試用期間中
6,100円
↓6,300円

月給適用者
試用期間満了時
136,950円
↓139,550円
② 運転係の日給適用
者の試用期間中
8,200円
↓8,400円
③ 構内整備係の日給
者
7,500円
↓7,700円
あわせて「60歳以降の
就労条件に関する協定」
に定める定年退職再雇用
におけるシニアA・B・
Cの職種別賃金について
も、月給者の最低保障額
1,300,000円から1
400,000円への改善
及び時給者全ての職種と
エリアにおいて改定(25
円/80円改善)の回答を
引き出し妥結しました。
【実施日は平成29年10月
1日以降】

1回目の総合労働協約
改訂交渉終了後、会社よ
り「ドリーム号乗務にお
ける賃金・手当の見直し」
について提案がありまし
た。その内容は、「2人
乗務における『便乗時間』
及び『深夜乗務手当』の
運用の見直しで、便乗時
間のうち、旅客扱いの補
助等がある時間以外の時
間は勤務時間を半分に換
算(半減)する。また深
夜乗務手当は実乗務の時
間についてのみ支払い対
象とする。」というもの
でした。

会社は提案理由として、
「ドリーム号は、ジェット
ストリーム就航の影響等
により利用者が減少し、全
体の収支は赤字となつて
いる。その解消策として
は、①運行の撤退、②運
行路線の統合、③運行継
続(ただし、経費削減し
て路線維持)が考えられ
る。こうした環境ではある
が、職場の確保あるいは
市場の情勢変化に対応す
る意味からも、当面は収
支均衡を目指しながら運

行したいと考える。」と
の説明を受けました。
これを受け組合は、
「なぜこの時期なのか」
「今回の施策による経費
削減効果を明らかにされ
たい」等の解明要求を申
し入れ、交渉を継続しま
した。

平成29年度年末賞与
の取り組みについて
平成29年度年末賞与の
要求は、業務委員会及び
執行委員会において会社
の経営状況を分析、議
論し、組合員については
3.0カ月分、準組合員に
ついては組合員基準に
沿って要求するとともに、
加算額についても要求し
ました。

11月17日の団体交渉に
おいて、基本給額の2、
4カ月、支払日は12月8
日以降との回答がありま
した。あわせて会社より、
「平成29年度上半期にお
いて、基幹事業部門にお
ける高速バスの運送収入は、
台風による運休が前年対
比約2倍であったことや
運行便数の減など影響
があり、対前年比99.1
%となりまし。ローカ
ルは路線の削減もあり90.
5%、貸切は上半期末ま
での営業であったことも
あり55.9%と各運送取
入はいずれも対前年減少
となりました。その結果、
平成29年度の通期見通し
では、対前期比較で売上
高98%、経常利益66%、
当期純利益58%といずれ
も前期を大きく下回る見
込みであります。下半期
以降のバス事業を取り巻
く経営環境は、諸々の不
安定な要素が懸念され、
間接部門の業務運営の効
率化や運行部門と販売部
門のコスト削減とも合わ
せ、基幹的業務である高
速バス路線の収益性の向
上に取り組み、強靱な経
営体質作りが早期に取
組む必要性がより高ま
っています。今後も一層の
安全確保と安定経営に向
けた基盤整備に労使一体
となって邁進できるよう、
貴組合の理解と協力を強

く期待します。」とのコメントがありました。本部は、今回の回答は「安全・安心輸送」を第一義に、効率化施策等経営基盤確立に向け取り組んできた組合員の努力と組合の主張を最大限考慮するとともに、現在の経営状況を踏まえた精一杯の回答であると判断し、妥結しました。

(5) 2018 春季生活闘争のまとめ

2018 春闘は、自動車業務委員会において基本的な考え方を意思統一し、2月9日の定期本部委員会を経て、2月13日に申し入れを行いました。基本的には本部方針を踏襲し、定期昇給の確保を大前提に、純ベア、0.00円の統一要求を掲げ取り組みました。3月15日の交渉において会社より回答があり、定期昇給は確保されましたが、残念ながらベアについては獲得できませんでした。本部は回答を持ち帰り、検討した結果、我々を取り巻く厳しい経営環境のなか、ベア獲得に至らなかつたものの、「定期昇給」を確保したこと、年令給や異動に伴う転居の扱い等の諸制度改善に向け引き続き検討する旨の回答を得たことから、同日妥結しました。

なお、2月23日の交渉において、会社より「契約社員の雇用制度等の一部改正について」の提案があり協議しました。内容については、関係法令等（労働契約法・有期雇用特別措置法）の主旨に沿ったものであることから、今後、対象となる組合員に対して迅速かつ丁寧に説明するよう要請し、同日妥結しました。【実施日は平成30年4月1日】

(6) 平成30年度夏季賞与の取り組みについて

平成30年度の夏季賞与の要求については、平成29年度決算状況等を分析し、基本給額の3.0カ月、契約社員の賞与についても組合員基準に沿って申し入れを行いました。6月8日の団体交渉において、会社側より「対前期比では減収減益となり、かつ旅客運輸収入や動力費の動向など、依然として先行きは不透明であり、決して楽観視できない状況ではない」と、当社の基幹事業である高速バスについて、ご利用状況は、競合バスの運行などによる分散利用の影響もあり、輸送人員は対前期を上回る状況はなく、また業界の運転手不足の影響もあることから、今後とも厳しい経営環境が想定される。さらに運行の効率化などの検討を行い、適時適切な対応策の実施に向けた取り組みを行う必要があると考へる。

貴側の賞与に対する強い期待感、要求主旨は十分に理解するものの、会社の体力等も踏まえ鋭意検討したい。」との考え方を示されました。これに対し組合は「組合員は、日夜、『安全・安心輸送』を第一義に懸命に努力している。夏季手当に対する組合員の強い期待感及び勤労意欲に報いるためにも誠意ある回答を求めたい。」と強く訴えました。

(7) 職場環境改善の取り組み

本部は「明るく、働きたいのある職場づくり」の観点から、安全・事故防止、ダイヤ改正等の職場諸問題解決に向け、大会・集会等で出された問題点について業務委員会等と協議し、経営協議会に付議するなど、あらゆる場を通じて解決を図ってきました。

6月15日の交渉において、組合員の支給月数は基本給額の2.4カ月分、準組合員の一時金についても組合員ありました。ジェイアール四国バスを取り巻く環境は、台風による連休や続行便の減により減収となったものの、「安全・安心輸送」を第一義に、効率化施策等、経営基盤確立に向け努力を重ねてきた組合員への交渉を強化してきてきた。このような中での会社の回答は、昨年の経営状況を踏まえた回答であると判断し、妥結しました。

2 「企業一組合」組織の充実・強化の取り組みについて

私たちがJR四国労組は、結成以来、今日まで「企業一組合」に向けて取り組んできました。組織の充実強化について取組んできました。JR四国に働く全ての仲間

を総括し「組合員の雇用と労働条件を守る」体制の早期確立を図ることにより、魅力と活力ある組織を構築すること。念頭に置き、本部組織対策委員会を中心に各級機関と連携を図りながら情報分析と情勢判断を行う。その上で、各級機関の執行委員会等を最大限に活用することで職場の直面する多くの問題を解決し、その問題点を整理し、その問題解決に向け取り組み、また、職対対話行動及び各種集会において、より多くの組合員と現状認識及び問題点の共有化を図り、組合員に対する情報発信と意思統一に努めてきました。具体的には、以下の各種会議を開催しました。

1 組合員数の推移について

JR四国労組の6月1日現在の組織率は、JR四国では93.0%（対前年比0.6%増）、ジェイアール四国バスでは98.6%（対前年比0.1%減）、全体で93.5%であり、昨年の定期大会以降0.6%増となり、責任組合として当面の目標としていた組織率90%台を維持しています。

昨年の大会以降、JR四国では新規採用者113名全員及び中途採用者の2名が加入し、ジェイアール四国バスでは4月に社員登用の12名全員が加入しました。これらにより、全体の組織拡大数は125名となり、非組合員等による減少があり、結果的に61名の組織人員の減となりました。また、契約社員等の組織拡大については、JR四国で24名、ジェイアール四国バスで8名の加入がありました。

3 民主化闘争への取り組みについて

JR連合は、鉄道という基幹インフラ産業に革マル派などの過激派が影響力を行使することは、安全・安定輸送を提供する観点からも絶対に放置しておきたいと認識し、問題であるとの認識に立ち「民主化闘争」に取り組んできました。

の不安解消と組織としての連帯意識の高揚に努めることを目的とし、各支部の青年女性会議を開催しました。

4 JR四国労組退職者連絡会について

JR四国労組退職者連絡会は、退職者の生活保障設計の充実と福祉事業活動推進を目的に結成されました。昨年10月10日に第1回連絡会幹事会を開催し、一年間の活動方針と組織運営について意思統一を図るとともに新たな役員体制を決定しました。また、10月24日から25日にかけて開催された、JR連合退職者連絡会「全国会長会議」にも参加し、連絡会運動の強化に向けて意思統一を図りました。

JR四国労組において、民主化支援の輪を広げるため当該単組と支援単組が情報交換する機会を設け、情報交換を積極的に行い、安全・安心輸送の確立、「政策課題実現」「一企業一組合の早期実現」「政治・共同の取り組み」等の重点課題への取り組みの深度化を目指しました。

5 職場対話行動の開催

職場の組合員との意思疎通を目的とし、春闘総括、職場諸問題、組織、政策等当面する諸課題について意思統一を図るため、4月10日の高知県を皮切りに四国4県で実施しました。

本部青年女性会議は、昨年7月15日に香川県宇多津町「ホテルアネシス瀬戸大橋」において「新化」をテーマに、新世代の挑戦」をスローガンに掲げ、第25回定期委員会を開催しました。

6 青年女性会議の育成

JR連合退職者連絡会「全国会長会議」にも参加し、連絡会運動の強化に向けて意思統一を図りました。

JR四国労組退職者連絡会は、退職者の生活保障設計の充実と福祉事業活動推進を目的に結成されました。昨年10月10日に第1回連絡会幹事会を開催し、一年間の活動方針と組織運営について意思統一を図るとともに新たな役員体制を決定しました。また、10月24日から25日にかけて開催された、JR連合退職者連絡会「全国会長会議」にも参加し、連絡会運動の強化に向けて意思統一を図りました。

7 青年女性会議の育成

JR連合退職者連絡会「全国会長会議」にも参加し、連絡会運動の強化に向けて意思統一を図りました。

「十ヶ所アラサー」の充実を図るとともに、JR四国労組ホームムベージに掲載し、青年女性会議の情報タイムリーに発信しました。

8 青年女性会議の育成

青年女性会議は独自ポランテニア活動として実施しており、今年度は2月19日に高知県高知市の「愛育会保育園」で開催しました。また、新たなボランティア活動として「城ノ山」の除草作業等を実施しました。

JR連合青年・女性委員会に青年女性会議とともに、JR連合が主催する単組女性代表者会議や幹事学習会に参画しました。また、5月26日から28日には「JR連合第23回ユースラリー」が7年ぶりに四国で開催され、青年女性会議は実行委員会として計画や準備の段階から積極的に取り組むとともに、多くの青年女性組合員の参加も認められ、活性化につなげるため全国の仲間との交流

9 青年女性会議の育成

JR連合退職者連絡会「全国会長会議」にも参加し、連絡会運動の強化に向けて意思統一を図りました。

を深めました。

10 男女平等参画推進の取り組みについて

JR四国労組は、男女平等参画推進に向け「男女平等参画推進委員会」を設置し、毎年委員会を開催するなど取り組んできました。今年度は、1月6日に「第1回男女平等参画推進委員会」を開催し、男女平等参画を推進する上で問題点の抽出及び「JR連合第3次男女平等参画推進計画」の達成に向けた課題等の解決に向けて議論を行いました。

また、女性組合員から寄せられた意見などを踏まえ、総合労働協約改訂等の申し入れに反映することにより子育て支援に関する制度の新設や改善が図られました。

11 政策課題の解決に向けて

JR連合は、昨年6月に「鉄道特性活性化プロジェクト」、人口減少・高齢化や地方の過疎化が急速に進む現状を踏まえ、持続可能な地域公共交通のあり方を提言しました。あわせて、各地の地方議員団とともに地方の実情を把握するためのフィールドワークを実施するなど、「チーム地域共創」の形成に向け政策活動を展開しました。

論を視野に入れ取り組みを進めてきました。なお、各支部の定期委員会は、次のとおり開催しました。

12 政策・調査活動の取り組みについて

「鉄道特性活性化プロジェクト」、人口減少・高齢化や地方の過疎化が急速に進む現状を踏まえ、持続可能な地域公共交通のあり方を提言しました。あわせて、各地の地方議員団とともに地方の実情を把握するためのフィールドワークを実施するなど、「チーム地域共創」の形成に向け政策活動を展開しました。

また、昨年8月には四国4県及びJR四国等により構成された「四国における鉄道ネットワークのあり方に関する懇談会」が発足し、将来の公共交通を維持発展させるための具体的な方策について議論を開始しました。この懇談会には、労働団体から四国交通労働協が参画した。

13 JR二島・貨物会社に係る税制支援策の延長・恒久化に向けた取り組みについて

JR各社の軽油引取税を減免する措置について

は、3年ごとに繰り返す延長されてきました。また、JR二島・貨物会社の経営支援策の柱である固定資産税等を減らす特例措置、いわゆる「二島・承継特例」は、JRが発足してからこれまで、JR連合の精神的な取り組みもあって、平成9年度以降5年ごとに繰り返して延長されてきました。

一方、JR四国労組は「四国の鉄道」を11月21日に開催し、四国選出の国会議員に対して政策課題解決に向けた要請や意見交換を行いました。これらの取り組みの結果、12月22日、平成30年度税制改正大綱により「鉄道用車両及びJR貨物がコンテナ貨物の積卸しのために使用する機械の動力源に供する軽油に係る軽油引取税の減免措置を3年延長」することが閣議決定されました。

月には従来のメンバーに市町村や商工団体を加えて改組した「四国新幹線整備促進委員会」が設立され、東京都内で決起大会が開催されるなど、機運の醸成に努めました。JR四国労組としても、四国の経済の地盤沈下を防ぐとともに、四国の鉄道ネットワークを維持するために鉄道の本格的な高速化が必要であるとの認識に立ち、高速鉄道導入に向けた機運の醸成を図るため、「JR連合政策シンポジウム」や「四国の鉄道」を開催する国会議員連合「開催時等に四国における高速鉄道導入の必要性を訴えてきました。

2 調査活動の取り組みについて
2018年春季生活闘争における賃金到達目標への達成等の検証をはじめ、賃金政策議論に反映すべく、昨年9月に全組合員を対象とした「JR連合第24回賃金実態等調査」を各級機関の協力のもと取り組みました。(回収者数1,841名、回収率90%)
また、連合関係では「2017年度労働条件関係等調査」及び「女性労働組合活動」への参加に関する調査等、各種調査にも協力しました。

1 教育活動について
教育活動は、JR四国労組運動をさらに継承・発展させていくために必要不可欠であるとの認識に立ち、次世代を担う若手リーダーの育成及び各級機関関係者のスキルアップを図るため、①次世代を担う人材の育成、②各級機関における実践教育の推進、③JR四国労組運動の3テーマに重点を置き、ユニオンスクールを柱とした教育活動に取り組みました。

(4) ジェイアール四国バスにおける課題解決について
国土交通省は平成24年10月に「バス事業のあり方検討会」を設置し、貸切バスの安全性向上に向けた施策を中心に検討を進め、平成25年8月から新高速乗合バス制度がスタートしました。JR連合自動車連合会は、新制度移行後の現状把握に努めるなどバス事業の安全性向上に向け取り組んできました。

(1) 教育担当者会議について
昨年8月16日に教育担当者会議を開催し、平成29年度の方針に基づいた具体的な教育活動の実施計画等を決定しました。

(2) ユニオンスクール「フレッシュマンコース」
9月22日から23日にかけて、香川県三豊市「ル・ポール栗島」において、入社5年以内の組合員を対象とした「フレッシュマンコース」を30名参加のもと開催しました。四国各地より集まった受講生は、本部役員等の講義に熱心に耳を傾け、「労働組合の基本的認識・JR四国労組の取り組み」の関わり、「JR四国労組の歴史」・「政策課題解決に向けた取り組み」等について、労働組合の基礎知識や組合との関わり方を学ぶとともに、職場を超えて仲間意識を深める重要性を学びました。

(6) ユニオンスクール「ニュースコース」
6月20日に、本部1階会議室において、入社6年以上の青年女性組合員を対象とした「ニュースコース」を17名参加のもと開催しました。

(5) ユニオンスクール「特設コース」
6月9日に、香川県宇多津町「ホテルアネシス瀬戸大橋」において、管理者組合員を対象とした「特設コース」を19名参加のもと開催しました。中濱委員長による「管理者組合員に期待すること」と題した基調講演では、組合が抱える様々な諸課題の解決に向けて、管理者組合員との必要不可欠な連携の重要性について理解・浸透を図るとともに、「(公財)富士土社会教育センターの山講師からの特別講演「管理者組合員に求められるもの」と題し、働き方改革への対応や社会において発生している労務問題などの事例が報告され、民主的労働運動の必要性や職場における管理職員の重要性等について理解を深めました。

ボランテティア活動の取り組みについて
JR連合は、労働組合の社会的な役割を鑑み、ボランテティア活動を重要な活動のひとつに位置付けて取り組んでいます。昨年9月23日から24日にかけて、山梨県早川町において開催された地域活性化ボランテティア活動は、JR四国労組から2名が参加しました。

2 広報活動について
昨年8月16日に広報担当者会議を開催し、新聞・ニュースの正確な情報伝達及び新報・ニュースの配布部数等について確認しました。

(2) 第48回衆議院選挙の取り組み結果について
JR四国労組は、昨年4月22日投票、即日開票された、「JR四国労組議員団会議」幹事長の江刺士佐生氏が592票を獲得し10期目の当選を果たしました。

1 政治関係の取り組みについて
JR四国労組議員団は、任期満了に伴う高知県土佐市の市議会議員選挙が4月22日投票、即日開票された、「JR四国労組議員団会議」幹事長の江刺士佐生氏が592票を獲得し10期目の当選を果たしました。

(3) JR四国グループ労働組合連合会について
昨年12月15日、香川県高松市において「第23回定期大会」を開催し、新執行体制の確立と一年間の活動方針を決定しました。

(2) JR連合四国地協について
JR四国連合加盟組合は、JR四国内における労働組合の連合体として活動を展開してきました。2月17日には香川県宇多津町において「第26回定期委員会」を開催し、執行体制の確立と一年間の活動方針を決定しました。

(4) 「四国再発見」増収キャンペーン等の取り組みについて
組合員の雇用確保と労働条件の維持改善を図るため、収入の確保は重要な取り組みであることから、JR四国労組は、執行委員会見解を踏まえ、組織を挙げた増収活動への取り組みを要請してきました。

(1) 連合・交運労協について
今年度も「連合2017年平和集会」への参加や、「連合愛のカーン」など、多くの連合運動に参画し、運動を展開してきました。また、四国交運労協への取り組みは、昨年11月29日定期総会に参加し、交運労協運動の中心となるべく支えながら、私たちの抱える総合交通政策の課題解決に向け様々な要請行動等を展開しました。

- 開催場所 徳島県上板町「御所カントリークラブ」
- 優勝 池本啓史郎氏
- 愛媛電気分會
- 準備勝 安藝 嗣政氏
- 徳島運輸分會
- 3位 篠崎 幹男氏
- 松山運輸分會
- ベスグロ 谷藤 弘美氏
- 高知運輸分會
- 【第6回ドッジボール大会】
- 開催日 平成29年12月2日
- 開催場所 香川県丸亀市「丸亀市民体育館」
- 優勝 愛媛支部チーム
- 準備勝 徳島支部チーム
- 3位 香川支部Bチーム
- 【第16回ボウリング大会】
- 開催日 平成30年3月3日
- 開催場所 香川県高松市「シーサイドボウル高松」
- 優勝 香川支部Aチーム
- 準備勝 本社支部チーム
- 優勝 橋本 豊氏
- 高松車掌区分會
- 準備勝 山西 雄大氏
- 運輸部分會
- 3位 中川 正樹氏
- 高松運輸分會

福祉・共済事業活動の取り組みについて

組合員とその家族の暮らしを守る福祉事業活動の推進には、組合員の理解と参画意識の高揚が不可欠です。そのため、JR四国労組の取り組み各種

共済について継続的に周知活動を行いました。共済担当者会議、分會長会議等への出席など積極的な活動を推進してきました。また、JR連合「長期家族サポート共済」「JR私傷病共済」、賛助団体のアイネクスト「アフター共済」等は、適宜、資料送付を行い、情報提供に努めました。

国内外労働者との連帯活動について

昨年の大会以降、連合・交通労働協・ITF等の主催する諸活動及びJR連合「国際交流協定」に基づく、国際交流や連帯活動に積極的に取り組み、海外労働者との交流・連帯を図るとともに、国際意識の高揚や知識の習得に努めてきました。

運動方針(案)

はじめに

昨年7月の定期大会以降、私たちはJR四国及びジェイアール四国バスの責任組合として、「安全・安定・安心輸送の確立」を第一義に、山積する諸課題解決に向け積極的に活動を展開してきました。「安全・安定・安心輸送の確立」は、尊い人命を預かる私たちにあって絶対の使命であり、絶えず追求すべき最重要課題であるとの認識のもと、組合員一人ひとりの安全意識の高揚を図るとともに、職場の課題解決に向け、労使協議を強化する風土づくりを取り組んでまいりました。

「組織の強化・拡大」では、職場対話行動や各種会議等の場においてJR四国労組の将来を見据えた課題の共有、意見交換を重ね、未来につながる取り組みを行うとともに、JR四国労組運動の着実な継承を図り、各級機関の育成に努めるなど組織力の充実・強化を図ってまいりました。また、「労働環境の改善」においては、「明るく働きたい」のある職場づくりの観点から、諸課題の解決及び改善に向け、労使協議を重ねてまいりました。

今後、私たちを取り巻く環境はめまぐるしく変化するが、将来に責任を持つたJR四国労組運動の実践と継承が重要な取り組みとなります。今年度もJR四国及びジェイアール四国バスの責任組合としてさらなる責任組合士の「団結」を強固し、次の3点を基調に責任と自覚を持った運動を展開していきたく考えます。よって、代議員各位の積極的な議論により提起する方針への意思統一を図ることを要請します。

安全・安定輸送の確立

JR四国及びジェイアール四国バスで働く私たちの責任として、「安全・安定・安心輸送の確立」は、安全・安定・安心輸送の最重要課題です。責任組合として、安全に関する議論を積極的に進め、安全意識のさらなる高揚と事故を引き起こさせない体制づくりを組織を挙げて取り組みます。

労働条件改善の取り組み

労働条件に関する要約は、信頼と安定した労働関係のさらなる高揚及び労働環境の改善を目的とし、業務改善委員会を推進し、次の基本的な考え方に基き取り組みます。

労働条件に関する要約は、信頼と安定した労働関係のさらなる高揚及び労働環境の改善を目的とし、業務改善委員会を推進し、次の基本的な考え方に基き取り組みます。

認識し、基本動作の意義や必要性の共有化による浸透・徹底に向けて取り組むとともに、「ヒューマンエラー」は結果であり原因ではない」との理念に基づいて取り組みを深化します。その上で、人命を預かる基幹交通を担うJRに対する社会の関心度や厳しさを認識し、高い規範意識の下「安全へのチェック機能」をさらに強化する運動を展開します。

安全・安定輸送に向けた取り組み

JR四国は、平成30年度事業計画において「中期経営計画」「Regenrandisstage」(2017-2020)の2年目として、引き続き「安全・安心の確保」「収益の拡大」「経営安定化」のための支援措置及び安全対策に対する追加的支援措置を活用した設備投資等の着実な実施」を重要な3本柱として取り組み、安全・安定輸送の確保に向けては、安全管理体制を有効に機能させる「現場力・リカバリー」の向上、「現場第一主義の徹底」「グループ一体となった安全文化の確立」を重点項目とし、輸送品質の向上を図るとしてまいります。

労働条件改善の取り組み

労働条件に関する要約は、信頼と安定した労働関係のさらなる高揚及び労働環境の改善を目的とし、業務改善委員会を推進し、次の基本的な考え方に基き取り組みます。

労働条件に関する要約は、信頼と安定した労働関係のさらなる高揚及び労働環境の改善を目的とし、業務改善委員会を推進し、次の基本的な考え方に基き取り組みます。

労働条件に関する要約は、信頼と安定した労働関係のさらなる高揚及び労働環境の改善を目的とし、業務改善委員会を推進し、次の基本的な考え方に基き取り組みます。

2019春季生活闘争方針について

JR連合は、連合の一員としての役割を認識し、雇用、賃金、労働条件向上に向け、その役割を果たすとともに、「中期労働政策ビジョン」(2014-2018)においての「19年度労働時間短縮についての実施計画」(2019年12月120日)の増加、超過勤務手当、夜勤手当、祝日勤務手当等の改善、技能手当・職務手当の改善及び支払額の改善、初任給・55歳以上の基本給支給率の改善、多様な休暇制度の新設(配偶者出産・リフレッシュ等)、育児・介護等に関する諸制度の改善、SASの検査・診療・治療時等の対応改善、女性が早期に職場復帰できる支援体制の拡充、接客用長袖シャツの貸与、並びに制服・防寒着の改善、準組合員(エキスパート社員)の多様な働き方の整備、準組合員(契約社員)の生理・結婚等有給休暇の新設、改正労働契約法に伴う契約社員労働条件の改善、働き方改革関連法案に伴う制度・労働条件の改善については、具体的な実施内容について整理し、団体交渉を申し入れます。

職場環境改善の取り組み

職場環境改善の取り組みは、職場諸問題の解決及び改善に向けた取り組みは、極めて重要であるとの認識が共有され、「明るく働きたい」のある職場づくりの観点から諸問題の解決及び改善に向けて取り組みの強化を図ります。具体的には、支部・分會を通じて職場諸問題を最大限の使命感であり、組合員一人ひとりが自らの責任を自覚するとともに、悲惨な事故を起こさないこと、組合員一人ひとりの安全意識の強化を図ります。

職場環境改善の取り組みは、職場諸問題の解決及び改善に向けた取り組みは、極めて重要であるとの認識が共有され、「明るく働きたい」のある職場づくりの観点から諸問題の解決及び改善に向けて取り組みの強化を図ります。具体的には、支部・分會を通じて職場諸問題を最大限の使命感であり、組合員一人ひとりが自らの責任を自覚するとともに、悲惨な事故を起こさないこと、組合員一人ひとりの安全意識の強化を図ります。

労働条件に関する要約は、信頼と安定した労働関係のさらなる高揚及び労働環境の改善を目的とし、業務改善委員会を推進し、次の基本的な考え方に基き取り組みます。

2019春季生活闘争方針について

JR連合は、連合の一員としての役割を認識し、雇用、賃金、労働条件向上に向け、その役割を果たすとともに、「中期労働政策ビジョン」(2014-2018)においての「19年度労働時間短縮についての実施計画」(2019年12月120日)の増加、超過勤務手当、夜勤手当、祝日勤務手当等の改善、技能手当・職務手当の改善及び支払額の改善、初任給・55歳以上の基本給支給率の改善、多様な休暇制度の新設(配偶者出産・リフレッシュ等)、育児・介護等に関する諸制度の改善、SASの検査・診療・治療時等の対応改善、女性が早期に職場復帰できる支援体制の拡充、接客用長袖シャツの貸与、並びに制服・防寒着の改善、準組合員(エキスパート社員)の多様な働き方の整備、準組合員(契約社員)の生理・結婚等有給休暇の新設、改正労働契約法に伴う契約社員労働条件の改善、働き方改革関連法案に伴う制度・労働条件の改善については、具体的な実施内容について整理し、団体交渉を申し入れます。

職場環境改善の取り組み

職場環境改善の取り組みは、職場諸問題の解決及び改善に向けた取り組みは、極めて重要であるとの認識が共有され、「明るく働きたい」のある職場づくりの観点から諸問題の解決及び改善に向けて取り組みの強化を図ります。具体的には、支部・分會を通じて職場諸問題を最大限の使命感であり、組合員一人ひとりが自らの責任を自覚するとともに、悲惨な事故を起こさないこと、組合員一人ひとりの安全意識の強化を図ります。

職場環境改善の取り組みは、職場諸問題の解決及び改善に向けた取り組みは、極めて重要であるとの認識が共有され、「明るく働きたい」のある職場づくりの観点から諸問題の解決及び改善に向けて取り組みの強化を図ります。具体的には、支部・分會を通じて職場諸問題を最大限の使命感であり、組合員一人ひとりが自らの責任を自覚するとともに、悲惨な事故を起こさないこと、組合員一人ひとりの安全意識の強化を図ります。

労働条件に関する要約は、信頼と安定した労働関係のさらなる高揚及び労働環境の改善を目的とし、業務改善委員会を推進し、次の基本的な考え方に基き取り組みます。

2019春季生活闘争方針について

JR連合は、連合の一員としての役割を認識し、雇用、賃金、労働条件向上に向け、その役割を果たすとともに、「中期労働政策ビジョン」(2014-2018)においての「19年度労働時間短縮についての実施計画」(2019年12月120日)の増加、超過勤務手当、夜勤手当、祝日勤務手当等の改善、技能手当・職務手当の改善及び支払額の改善、初任給・55歳以上の基本給支給率の改善、多様な休暇制度の新設(配偶者出産・リフレッシュ等)、育児・介護等に関する諸制度の改善、SASの検査・診療・治療時等の対応改善、女性が早期に職場復帰できる支援体制の拡充、接客用長袖シャツの貸与、並びに制服・防寒着の改善、準組合員(エキスパート社員)の多様な働き方の整備、準組合員(契約社員)の生理・結婚等有給休暇の新設、改正労働契約法に伴う契約社員労働条件の改善、働き方改革関連法案に伴う制度・労働条件の改善については、具体的な実施内容について整理し、団体交渉を申し入れます。

職場環境改善の取り組み

職場環境改善の取り組みは、職場諸問題の解決及び改善に向けた取り組みは、極めて重要であるとの認識が共有され、「明るく働きたい」のある職場づくりの観点から諸問題の解決及び改善に向けて取り組みの強化を図ります。具体的には、支部・分會を通じて職場諸問題を最大限の使命感であり、組合員一人ひとりが自らの責任を自覚するとともに、悲惨な事故を起こさないこと、組合員一人ひとりの安全意識の強化を図ります。

職場環境改善の取り組みは、職場諸問題の解決及び改善に向けた取り組みは、極めて重要であるとの認識が共有され、「明るく働きたい」のある職場づくりの観点から諸問題の解決及び改善に向けて取り組みの強化を図ります。具体的には、支部・分會を通じて職場諸問題を最大限の使命感であり、組合員一人ひとりが自らの責任を自覚するとともに、悲惨な事故を起こさないこと、組合員一人ひとりの安全意識の強化を図ります。

労働条件に関する要約は、信頼と安定した労働関係のさらなる高揚及び労働環境の改善を目的とし、業務改善委員会を推進し、次の基本的な考え方に基き取り組みます。

2019春季生活闘争方針について

JR連合は、連合の一員としての役割を認識し、雇用、賃金、労働条件向上に向け、その役割を果たすとともに、「中期労働政策ビジョン」(2014-2018)においての「19年度労働時間短縮についての実施計画」(2019年12月120日)の増加、超過勤務手当、夜勤手当、祝日勤務手当等の改善、技能手当・職務手当の改善及び支払額の改善、初任給・55歳以上の基本給支給率の改善、多様な休暇制度の新設(配偶者出産・リフレッシュ等)、育児・介護等に関する諸制度の改善、SASの検査・診療・治療時等の対応改善、女性が早期に職場復帰できる支援体制の拡充、接客用長袖シャツの貸与、並びに制服・防寒着の改善、準組合員(エキスパート社員)の多様な働き方の整備、準組合員(契約社員)の生理・結婚等有給休暇の新設、改正労働契約法に伴う契約社員労働条件の改善、働き方改革関連法案に伴う制度・労働条件の改善については、具体的な実施内容について整理し、団体交渉を申し入れます。

職場環境改善の取り組み

職場環境改善の取り組みは、職場諸問題の解決及び改善に向けた取り組みは、極めて重要であるとの認識が共有され、「明るく働きたい」のある職場づくりの観点から諸問題の解決及び改善に向けて取り組みの強化を図ります。具体的には、支部・分會を通じて職場諸問題を最大限の使命感であり、組合員一人ひとりが自らの責任を自覚するとともに、悲惨な事故を起こさないこと、組合員一人ひとりの安全意識の強化を図ります。

職場環境改善の取り組みは、職場諸問題の解決及び改善に向けた取り組みは、極めて重要であるとの認識が共有され、「明るく働きたい」のある職場づくりの観点から諸問題の解決及び改善に向けて取り組みの強化を図ります。具体的には、支部・分會を通じて職場諸問題を最大限の使命感であり、組合員一人ひとりが自らの責任を自覚するとともに、悲惨な事故を起こさないこと、組合員一人ひとりの安全意識の強化を図ります。

労働条件に関する要約は、信頼と安定した労働関係のさらなる高揚及び労働環境の改善を目的とし、業務改善委員会を推進し、次の基本的な考え方に基き取り組みます。

2019春季生活闘争方針について

JR連合は、連合の一員としての役割を認識し、雇用、賃金、労働条件向上に向け、その役割を果たすとともに、「中期労働政策ビジョン」(2014-2018)においての「19年度労働時間短縮についての実施計画」(2019年12月120日)の増加、超過勤務手当、夜勤手当、祝日勤務手当等の改善、技能手当・職務手当の改善及び支払額の改善、初任給・55歳以上の基本給支給率の改善、多様な休暇制度の新設(配偶者出産・リフレッシュ等)、育児・介護等に関する諸制度の改善、SASの検査・診療・治療時等の対応改善、女性が早期に職場復帰できる支援体制の拡充、接客用長袖シャツの貸与、並びに制服・防寒着の改善、準組合員(エキスパート社員)の多様な働き方の整備、準組合員(契約社員)の生理・結婚等有給休暇の新設、改正労働契約法に伴う契約社員労働条件の改善、働き方改革関連法案に伴う制度・労働条件の改善については、具体的な実施内容について整理し、団体交渉を申し入れます。

職場環境改善の取り組み

職場環境改善の取り組みは、職場諸問題の解決及び改善に向けた取り組みは、極めて重要であるとの認識が共有され、「明るく働きたい」のある職場づくりの観点から諸問題の解決及び改善に向けて取り組みの強化を図ります。具体的には、支部・分會を通じて職場諸問題を最大限の使命感であり、組合員一人ひとりが自らの責任を自覚するとともに、悲惨な事故を起こさないこと、組合員一人ひとりの安全意識の強化を図ります。

職場環境改善の取り組みは、職場諸問題の解決及び改善に向けた取り組みは、極めて重要であるとの認識が共有され、「明るく働きたい」のある職場づくりの観点から諸問題の解決及び改善に向けて取り組みの強化を図ります。具体的には、支部・分會を通じて職場諸問題を最大限の使命感であり、組合員一人ひとりが自らの責任を自覚するとともに、悲惨な事故を起こさないこと、組合員一人ひとりの安全意識の強化を図ります。

を最大限発揮するため「一企業一組合」を目的に運動を展開しています。その目的達成のためには、良識ある労務組合員からの組織拡大を図ることとします。

一方で、自らの組織の充実・強化に向けた取り組みも重要です。近い将来、JR四国労組の運営はJR採用組合員で行うこととなることから、将来の組織体制を見据え、過去の運動に対する正しい歴史認識や結成の理念等をJR採用組合員に継承することが、組織の充実・強化につながります。

したがって、以下の具体的取り組みを行います。

(1) 組織対策委員会の活用

本部組織対策委員会を適時開催し、目的達成に向けた具体的な取り組みを検討するとともに、あらゆる機会を活用し情報収集・分析・検討を重ね、各級機関での合意形成を図ります。

(2) 拡大分会長会議（春）

2月下旬から3月中旬を目処に各県協において開催し、2019春闘をはじめとする当面の取り組みについて意思統一を図ります。

(3) 職場対話行動の開催

本部・支部・分会が連携し、各職場における問題点の把握、さらには当面する諸課題について地区集会等で討論を行い合意形成に努めます。

(4) 出向組合員への対応

各支部主催による出向組合員対話集会を開催します。

(5) エキスパート社員及び契約社員、未加入者の組織化に向けた取り組みについて

エキスパート組合員の拡大状況等を踏まえ、エキスパート組合員対話集会の開催を検討します。また、準組合員対話集会の充実と、日常的な世話役活動に重点を置き、契

約社員の組織拡大にも取り組まします。さらに、未加入者に対してきめ細やかな対応を行い、加入促進を図ることとします。

(6) 分会組織の活性化について

運動の原点である分会組織の活性化及び充実強化に向けて、必要により学習会の開催など支援体制の強化を図ります。

(7) 新規採用者に対する組織拡大の取り組み及び歓迎会の開催

新規採用者の全員加入を取り組むとともに、歓迎会を開催します。また、加入後のフォローアップ体制を充実していきます。

2 民主化闘争への取り組みについて

民主化闘争の目的は、JR総連に浸透する革マル派を一掃することによってJR労働界の分裂状況に終止符を打ち、JR連合への総結集を図ることにあります。JR発足30年が経過した今日、JR東労組は組合員不在の運動を展開したことにより大量脱退が発生し、組織が崩壊する危機的状況に陥りました。まさに民主化闘争は大きな転換点であることから、JR四国労組も目的達成に向け、民主化当該三組はもちろんのこと、JR連合に結集する全ての仲間とともに様々な支援活動や労働界再編に向けた組織拡大運動「民主化闘争」に向けて連携を強化していきます。

3 JR四国労組退職者連絡会の充実強化について

JR四国労組退職者連絡会は、退職者の生活保障設計の充実と福祉事業活動推進を目的に、自主的な運営により活動を展開しています。また、連合（退職者連合）への窓口及び交際共済の業務委託団体として、その任に

あたっています。JR四国労組は、退職者連絡会の運営を円滑にするために、幹事会を支援するとともに、必要な事務手続きについて取り扱っていただくこととします。

青年女性会議の育成・強化について

青年女性会議は、JR四国労組運動を継承していくため、諸活動を通じて次世代を担うリーダーを育成するとともに、将来を切り拓く運動を創るという重要な任務があります。それを実践するためには、一人ひとりが強い自覚と責任感を持ち、自らが「考え・学び・行動」できる組織体制を確立しなければなりません。

具体的には、基本組織である本部・支部・分会の活動に積極的に参加するとともに、青年女性会議独自の発想に基づく学習会等を開催し、組織の強化に向けて「明るく・楽しく・元気よく」ステップアップすることを目指します。さらに、将来の青年女性会議がどうあるべきか、現状をしっかりと把握したうえで、若者ならではの柔軟な発想力と行動力に基づく活動の活性化を図り、目指すべき行動運動の方向性を明確にし、常に問題意識を持って取り組んでいきます。具体的な取り組みは以下のとおりです。

(1) 本部主催の各種行事及び会議に青年女性会議として参加し、JR四国労働運動の一翼を担うとともに、青年女性会議のさらなる活性化に取り組みます。

(2) 各級青年女性会議の組織体制の充実・強化を図り、次世代を担うリーダーの育成に取り組めます。

(3) 新規採用者の全員加入に向けた取り組みを展開し、連帯感を高める運動を強化します。また若

手組合員のフォローに努めます。魅力あるレクリエーションの開催と教育・広報活動の充実強化を積極的に図り、組合員一人ひとりが主役となる組織を目指します。また、青年女性会議委員の企画力、行動力を強化・継承するため、レクリエーションを活性化し、支部青年女性会議・分会青年女性会議との交流と連帯を強化します。

(5) 各支部青年女性会議独自の学習会の開催に向けて、支援体制の強化を図ります。

(6) 男女平等参画の推進に向け「レディースミートイン」を開催し、男性と女性が共に働きがいのある職場づくりを目指します。

(7) ボランティア活動について、「鉄道版交通安全教室」の充実を図るとともに、基本組織と連携したボランティア活動を実施します。

(8) JR連合青年・女性委員会に参画しJR連合運動の一翼を担うとともに、ユニタリーなど積極的に参画し、全体的な交流を通じて幅広い視野を持った、次世代のJR四国労組を担う組合員を育成します。

男女平等参画推進の目的は、「仕事における男女平等参画の実現」と「男女双方の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」を目指すことにあります。

この間、育児・介護に関する多くの制度改善が図られてきましたが、JRの職場においては、業務や勤務の特殊性などもあり、仕事と家庭の両立が難しく、女性が働き続けにくいという課題となつて

ています。これらの問題を解決し、男女平等参画を推進するためには、職場だけでなく、組合活動においても女性リーダーを育成しなければなりません。

近年、JR四国労組においては女性組合員が増加傾向にありますが、全体的にはまだまだ少ないという問題が存在しています。

以上のような問題を踏まえながら、次のとおり取り組みます。

(1) JR連合「第3次男女平等参画推進計画」の目標達成を目指し、女性環境整備に努めます。

(2) 中期労働政策ビジョン（2014～2018）の提言に基づき、男女平等参画の目的であるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、労使協議等に反映してその実現を求めます。

(3) 「レディースミートイン」を引き続き開催するとともに、組合活動及び機関会議等への女性組合員の参画を積極的に奨励します。

(4) 「男女平等参画推進委員会」を引き続き開催するとともに、各級機関会議及び教育活動において、男女平等参画推進についての理解を深める取り組みを行います。

社施策に反映させるかが重要であり、そのために部会・分科会機能の充実強化が求められており、引き続き、部会の育成に取り組みしていくこととします。

具体的には、大会以降に部会三役会議を開催し、平成30年度の具体的な部会活動について意思統一を図ることとします。

政策・調査活動の取り組みについて

1 政策課題の解決に向けて

JR本州3社及びJR九州は、株式を上場し、経営の脆弱なJR四国は、基盤の脆弱なJR四国は、効率化をはじめとする徹底した経営努力を重ねてきたにもかかわらず、厳しい経営状況に置かれ、依然として自立経営確保の見通しが立っていません。国鉄改革の目的は「地域を支える鉄道の再生」にあり、縮小再生による延命策ではなく、鉄道の有効活用を通じて地域や経済の活性化への貢献こそが、JRの社会的使命だと考えます。

JR四国労組は、平成32年度の経営自立計画以降の経営安定化並びに将来の持続的な交通体系の構築をはじめとする諸課題の解決や政策の実現に向けて、JR連合をはじめ「JR連合国会議員懇談会」「21世紀の鉄道を考える議員フォーラム」を考える議員フォーラム」及び「四国の鉄道を考える国会議員連絡会」との連携をさらに強化し、組織を挙げて取り組んでいくこととします。

具体的な取り組みは以下のとおりです。

(1) 持続可能な地域公共交通の実現に向けた取り組みについて

合との連携のもと取り組みを強化します。また、四国4県及びJR四国等により構成された「四国における鉄道ネットワークのあり方に関する懇談会II」は、将来の公共交通を維持発展させるための具体的な方策について、四国各県での議論を開始することとしています。

引き続き、この懇談会に参画する四国交通労働協会の情報共有化を図ります。

(2) 鉄道の抜本的高速化に向けた取り組みについて

四国における鉄道高速化の実現には、引き続き地元における機運の醸成及び国への働きかけ等が重要となります。JR四国労組も、四国経済の地盤沈下を防ぎ交流人口を拡大することが、四国の鉄道ネットワークを維持するためには重要であると同時に、収益の柱となる鉄道の抜本的高速化が必要であるとの認識に立ち、各種集会等において高速鉄道導入の必要性を訴えるとともに、国等関係各方面への働きかけを行います。

(3) 交通重点政策実現に向けた取り組みについて

JR連合は、JRを中核とする交通に関する比較的重点政策2018（2019）にまとめ、要求実現に向けて取り組みを展開しています。JR四国労組も、JR連合の掲げる様々な政策課題の解決に向け、JR連合と連携を密にし積極的に取り組んでいきます。

(4) ジェイアール四国バスにおける課題解決について

月に軽井沢スキーバス転落事故が発生するなど、運転手の人材不足や健康管理等の課題があることから、これらの課題を解決し、国民に安心して利用できるだけの魅力的なバス産業へと飛躍しなければなりません。

JR四国労組は、ジェイアール四国バス組合員の明るく将来展望を創り出すためにも、バス部門が抱える政策課題の解決に向け、JR連合と連携を密にし取り組みます。

(5) 交通政策基本法の有効活用に向けた取り組みについて

平成25年11月に成立した「交通政策基本法」及び同法に基づく「交通政策基本計画」が実効性あるものとなるよう、JR連合や交通労働協関係団体と協力し取り組みます。

(6) JR採用の新任役員等を対象とした「ニューリーダーコース」

管理者組合員を対象とした「特設コース」(管理者セミナー)

青年女性会議主催の学習会活動に対する支援体制の充実・強化

もに、分会活動の活性化が必要であるとの認識に立ち、次の3つを重点テーマとして、魅力ある教育活動に取り組んでいきます。

① 次世代を担う人材の発掘・育成強化

② 各級機関における実践教育の推進

③ JR四国労組運動の実践と継承

今年度の教育活動は次の内容で計画することとし、具体的には8月に開催する教育担当者会議において決定します。

(1) 入社5年以内の青年女性組合員を対象とした「フレッシュマンコース」

(2) 入社6年以上の青年女性組合員を対象とした「ユースコース」

(3) 青年女性会議役員を対象とした「レベルアップコース」

(4) JR採用の新任役員等を対象とした「ニューリーダーコース」

(5) 管理者組合員を対象とした「特設コース」(管理者セミナー)

(6) 青年女性会議主催の学習会活動に対する支援体制の充実・強化

(7) 支部・分会における教育活動の充実を図るためのバックアップ

(8) 新春セミナー等の開催

(9) JR連合をはじめとする各種セミナーへの参加

りやすい内容として発行
します。
具体的な取り組みは、
以下のとおりです。

(1) 8月に開催する広報
担当者会議での意見等を
踏まえながら内容につ
いて検討し、さらなる充
実を図ります。また、タ
イムリーな情報発信に努
めるとともに、支部・分
会における掲示板活用等
の速やかな対応を要請し
ていきます。

(2) 「JR四国労組新聞」
は、毎月1回を基本とし
て発行するとともに、効
率的な紙面作成を心がけ
配布部数の見直し等、経
費削減に努めます。

(3) JR連合新聞等の各
種関係情報を適宜配付し、
情報の共有化に努めます。

(4) 団体交渉等の速報性
が必要な情報は、「JR
四国労組ニュース」及び
「自動車支那ニュース」
で迅速に発行するととも
に、各部署からの情報も
タイムリーに発信します。

(5) JR四国労組ホーム
ページによる情報提供を
積極的に進めるとともに、
迅速な更新に努めます。

(6) JR連合新聞に記事
を投稿するとともに、「J
R連合機関誌」の企画に
積極的に参加します。

ボランティア活動 の取り組みについて

JR連合は、地域社会
を支えるJRの社業の役
割及び地域での位置づけ
や、労働組合の社会的な
役割に鑑み、ボランティア
活動を重要な活動の一
つに位置づけ、関係団体
と連携した活動に取り組
んでいます。

JR四国労組も、引き
続き青年女性会議を中心
とした「鉄道版交通安全
教室」を実施するととも
に、全組合員の誰もが参
加できる活動として「ブ
ルタブ回収」も継続して

取り組んでいきます。
また、オイスカ四国支
部が主催する活動にも積
極的に参加するとともに、
香川県三豊市の栗島「城
ノ山」における除草作業
等を行い、地域貢献活動
に参画します。

政治・共闘の取 り組みについて

1 政治関係について
政治活動について

JR四国労組「四国
の鉄道を考える国会議員連
絡会」及び「JR連合国会
議員懇談会」並びに
「JR四国労組議員団会
議」-21世紀の鉄道を考
える議員フォーラム」の
メンバーと連携し、総合
交通政策の実現や具体的
な課題の解決に向けて政
治活動を展開します。

(2) 統一自治体選挙及び
次期参議院選挙の取
組みについて

私たちの制度政策要求
を実現させるための政治社
動は、「二島・貨物会社
経営支援策」の取り組み
等でも明らかにならうに
大変重要であることから、
私たちが掲げる政策課題
解決に理解を深め、政治
家としての連携を強化し
よって、来春実施する
夏の統一自治体選挙及び
連合の第25回参議院選
挙については、連合・JR
連合の推薦候補者及び各
県協推薦候補者の当選に
向け、積極的な運動を展
開します。

(3) JR四国労組議員団
会議との連携強化につ
いて

JR四国労組議員団会
議に加盟する会員は4名
です。今後も連絡体制を
密にし、政策課題の解決
に向けて取り組みを強化
します。

(4) 共闘関係について
連合・交通労協

私たちが、今日まで連
合四国ブロック・四国交
通労協の提唱する国民運
動等、数多くの諸行動に

積極的に参加し取り組ん
できました。今年度も各
県協と連携を図り、これ
らへの貢献と実績をさら
に発展させ、友好産別と
の友情と連帯を深め、J
R連合運動を地域に密着
浸透させる取り組みを行
います。

① 連合四国ブロック
ア 連合四国ブロック
イ 連合の提唱する
平和運動、連合「愛の力
ンパ」等の国民運動に取
り組みます。

② JR連合、JR
ア JR連合、JR
四国労組の提起する「鉄
道部会・バス部会」の
政策実現に向けて四国運
輸局要請行動等に積極的
に参画します。

(2) JR連合四国地協
連合四国ブロック及び四
国交通労協に対し、JR
連合の窓口として地域・
地区内の各産別組合員と
の連帯と交流、団結を強
化し、協力及び組合員間
の信頼を高めることと努
め、加盟産別等の連帯と
地域労働運動の活性化を
目指します。

① JR連合四国地協
の充実を図ります。

② 加盟単組間の融合
和を図り、組織の強化・
拡大に取り組めます。

③ 連合・交通労協の
運動に積極的に参加し、
JR連合運動の発展を目
指します。

④ 2019年春季生活
闘争に向けて組織部と連
携し、春闘討論集会を開
催します。

(3) JR四国グループ労
働組合連合会

JR四国連合の役割は、
組合員の生活と雇用の安
定、各社の健全な発展と
魅力ある職場づくり、そ
に働く労働者・組合員
の労働条件と社会的地位
の向上を目指すことにあ
ります。

その目的達成に向け、
「JR連合グループ労組
連絡会」や「エリア連合
代表者会議」での議論を
通じ、真にその役割を果
たしていくため、組織活
動・政策活動の両面から、
今後の活動を展開します。
また、JR四国連合内
におけるグループ労組の支
援体制強化に向け、各種
会議のあり方等について
も検討します。

事参加の組合員・準組合
員に1人500円の補助
を行い、サークル活動の
支援に取り組めます。

(3) 組合員の参加意識の
高揚を図るため「サーク
ルだより」を適時発行し
ます。

「JR連合グループ労組
連絡会」や「エリア連合
代表者会議」での議論を
通じ、真にその役割を果
たしていくため、組織活
動・政策活動の両面から、
今後の活動を展開します。
また、JR四国連合内
におけるグループ労組の支
援体制強化に向け、各種
会議のあり方等について
も検討します。

(4) 「四国再発見」増収
キャンペーン等の取
組みについて

組合員の雇用確保と労
働条件の維持改善を図る
ため、今年度も「四国再
発見」増収キャンペーン
等に全員参加で取り組
みます。

レクレーション・サー
クル活動は、多くの組合
員が参加することによっ
て組織を充実・強化し、
組合員相互の親睦を図る
という重要な活動である
との認識のもと、各級機
関の活性化と職場におけ
るリーダーの発掘・育成
を目的とし、参加しやす
い活動を心がけ積極的に
取り組んでいきます。

具体的には、JR四国
労組「サークル協議会運
営委員会」において、本
部主催の行事・運営方法
等について議論を行い、
多くの組合員が参加でき
るような角度から検
討を行っていきます。

① サークル協議会運営
委員会を8月に開催しま
す。

② 2019年春季生活
闘争に向けて組織部と連
携し、春闘討論集会を開
催します。

(3) JR四国グループ労
働組合連合会

JR四国連合の役割は、
組合員の生活と雇用の安
定、各社の健全な発展と
魅力ある職場づくり、そ
に働く労働者・組合員
の労働条件と社会的地位
の向上を目指すことにあ
ります。

ます。今後も交通共済を
育成・強化する立場で連
携を強化し、その発展を
目指すこととします。

具体的には、
① 交通共済四国事業本
部と連携し、「総合共済」
全員加入と「各種任意共
済」への加入率アップ、
各種共済の契約拡大に取
り組みます。

(2) 新規採用者の「総合
共済」「2セット共済
(生命+交通災害)」の
全員加入に取り組めます。

(3) 「JR四国労組退職
者連絡会」と連携し、交
通共済継続加入拡大に取
り組みます。

1 全国交通共済への
取り組みについて

交通共済は、JR産業
における唯一の厚生労働
省が認可する職域生協と
して、JRとそのグル
プ・関連企業で働く組合
員・家族の福利厚生の一
端を担う各種共済事業を
行う。加えて、JR四国労
組も加盟組合としてその
運営に大きく関わってい

【経過報告】
(組織)
・組織の強化拡大
(経営協議会)
・平成29年度決算(JR
四国、ジェイアール四
国バス)

・代議員選挙日程及び代
議員定数について
(職場対話)
・高知、愛媛、本社、
徳島
(JR連合)
・議員フォーラム
・地方議員団会議
・組織戦略会議
・政策委員会
・安全対策委員会
・組織財政検討委員会

① 第37回定期大会
・議案書骨子(案)につ
いて
・大会までのスケジュール
・特別代議員及び傍聴者
等の取扱いについて
・本部委員及び統制委員
の選出について
・役割分担について
・その他

② 本部青女第26回定期委
員会の開催について
③ 平成29年度決算概況に
ついて
④ 安全・事故防止に関す
る付議について
⑤ 平成30年度の夏季賞与
の要求について(ジェ
イアール四国バス)

⑥ JR連合「第27回定期
大会」の代議員及び傍
聴者の取扱いについて
⑦ 「東京地区集会」「大
阪地区集会」の開催に
ついて
⑧ 当面するスケジュール

において運営状況の確認
及び共済給付の改善・変
更等の協議を行い、「乗務
員共済」の加入促進と健
全運営に努めます。

(1) 「JR私傷病共済」
未加入者の加入促進に努
めます。

(2) 「アフラックがん保険」
の加入促進に努めます。

(3) 全労済「JR四国労
組セット共済」の加入促
進に努めます。

(4) 「長期家族サポート
共済」の更新に向けた取
り組みを行います。

2 JR四国労組独自
共済の取り組みにつ
いて

乗務員共済運営委員会

乗務員共済運営委員会
の開催について
安全推進委員会の開催
について
次期(第10回)執行委
員会の開催について
その他

⑨ その他
・乗務員共済運営委員会
の開催について
・安全推進委員会の開催
について
・次期(第10回)執行委
員会の開催について
・その他

【経過報告】
(組織)
・組織の強化拡大
(団体交渉)
・平成29年度夏季賞与
(ジェイアール四国バ
ス)

① 第37回定期大会
・議案書骨子(案)につ
いて
・大会までのスケジュール
・特別代議員及び傍聴者
等の取扱いについて
・本部委員及び統制委員
の選出について
・役割分担について
・その他

り組みについて
組合員の財産形成と生
活支援を図るため、各種
財形貯蓄の加入促進等、
労働金庫運動に取り組
みます。

5 その他
JR四国労組会館の健
全な運営と管理に努めま
す。

国内外労働者との
連帯活動について

国内外労働者との交流・
連帯を通じ、広範な知識
の習得と視野を深める観
点から、今年度も連合・
交通労協・ITF等の主
催する諸活動及びJR連
合の主催する国際交流、
連帯活動に可能な限り参
加するとともに、国内に
おいても、必要により単

4 労働金庫運動の取
り組みについて

乗務員共済運営委員会

乗務員共済運営委員会
の開催について
安全推進委員会の開催
について
次期(第10回)執行委
員会の開催について
その他

⑨ その他
・乗務員共済運営委員会
の開催について
・安全推進委員会の開催
について
・次期(第10回)執行委
員会の開催について
・その他

【経過報告】
(組織)
・組織の強化拡大
(団体交渉)
・平成29年度夏季賞与
(ジェイアール四国バ
ス)

① 第37回定期大会
・議案書(案)について
② 平成30年度の財政方針
について
③ 第37回定期大会
・議案書(案)について
・役割分担について
・細部の取扱いについ
て
④ 総合労働協約改訂に関
する要求項目の集約に
ついて

組間交流をはじめ、地域
社会活動等に取り組むこ
ととします。

1 本大会終了後に第1
回執行委員会を開催し、
新体制を発足します。

2 執行委員会は原則と
して、月1回開催とし、
具体的活動について意思
統一を図ります。

3 本部委員会は来年2
月に開催し、2019春
季生活闘争をはじめとし
る、当面する活動方針に
ついて決定します。

4 各種委員会について
は、規約・規則に定める
委員会のほか、各種専門
委員会を設置して、適宜
開催します。

【経過報告】
(組織)
・組織の強化拡大
(団体交渉)
・平成29年度夏季賞与
(ジェイアール四国バ
ス)

⑤ ダイヤ改正実施に伴う
項について
⑥ 高徳線佐古駅構内「駅
舎軒裏天井部セメント
板の落下」について
⑦ JR連合「第27回定期
大会」について
⑧ 当面するスケジュール
について
⑨ その他

⑨ その他
・JR四国労組議員団会
議第27回総会の開催に
ついて
次期(第11回及び第1
回)執行委員会の開催
について
その他

【経過報告】
(組織)
・組織の強化拡大
(団体交渉)
・平成29年度夏季賞与
(ジェイアール四国バ
ス)

① 平成29年度決算におけ
る剰余金の処理につい
て
② 平成30年度の財政方針
について
③ 第37回定期大会
・議案書(案)について
・役割分担について
・細部の取扱いについ
て
④ 総合労働協約改訂に関
する要求項目の集約に
ついて

第9回・第10回 本部執行委員会開催

